監理団体名	代表者名	所在地	処分理由	処分年月日
一般社団法人日中科学技術文化センター	巨東英		傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っておらず,監理事業の適正な運営を確保するために必要があると認められることから,技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。	△和9年6月99日